

特例宿泊を 実施します

実施します

大熊町では国と協議、確認の上、中屋敷地区と大川原地区での宿泊を特例的に運用することとし、8月11日から16日までのお盆の時期に特例宿泊を実施します。詳しくは環境対策課までお問い合わせください。

◆期間

8月11日(木)
～8月16日(火)

◆特例宿泊が可能なる方

1. 平成23年3月11日に中屋敷地区または大川原地区にご自宅があり、居住されていた方

※特例宿泊とは

避難指示解除準備区域および居住制限区域で、本来認められていない住民の夜間の宿泊を、年末年始、お盆等の時期に限り、特例的に認める制度です。

特例宿泊の実施については、被ばくのリスクが極めて小さいこと、最低限必要なインフラ(上下水道)が整っている地域もあること、防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できること等により所要の措置を講じた上で短期間の宿泊は可能と

認められるものです。

2. 知人宅への宿泊の場合は、1の居住されていた世帯主の方が特例宿泊の同行を許可された方

3. 中屋敷地区または大川原地区に居住用の家屋を所有している方

※家族以外の方の場合は世帯主の方およびその家族の方が同行する場合に限ります

問 大熊町役場いわき出張所 環境対策課

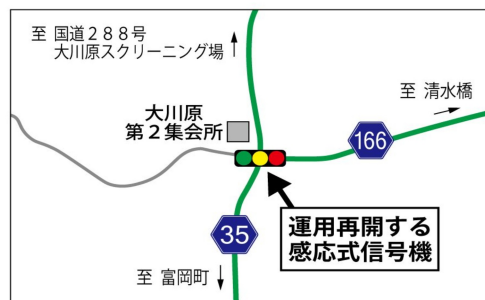
大川原で信号機の通常運用を再開します

東日本大震災後、町内の信号機は一部を除いて点滅信号による暫定運用を行っていましたが、通過交通車両や作業車両などによる交通量が増加してきたため、信号機の通常運用を再開します。

今回、通常運用を再開するのは、大川原西平の大川原第二集会所近く(国道35号線(通称山麓線)と県道166号線が接続する交差点に設置されている信号機です。この信号機は感応式ですので、通行の際は十分ご注意の上、実際の交通規制を守って通行してください。

◆通常運用開始日時
7月19日(火)
正午から

問 大熊町役場いわき出張所 環境対策課



町長杯パークゴルフ大会が開かれます

パークゴルフを通じて町

民の健康維持と愛好者相互の幅広い交流を図り、併せて東日本大震災および原子力災害から、一日も早い復興の活力となることを目的として、平成28年度大熊町長杯パークゴルフ大会が開

催されます。多くの町民の皆さまの参加をぜひお願いします。

時 8月27日(土)
午前8時45分～開会式

場 北塩原グラウンドコロシアム・パークゴルフ場(耶麻郡北塩原村松原荒砂沢山)

問 大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

復興公営住宅（第5期募集）の入居申込書記入相談会を開催します

復興公営住宅の入居申込書の記入方法の説明については、福島県復興公営住宅入居支援センターが電話により行っていますが、第5期募集（6月27日～8月31日）に合わせ、福島県・大熊町合同の申込相談会を開催します。個別相談や入居申込書の受付も行いますので、入居を検討されている方はぜひご参加ください。

時 7月26日（火）

午後1時～2時30分

場 大熊町役場いわき出張所
2階多目的ホール

内 復興公営住宅についての説明を30分程度行い、その後個別相談や申込書の受付をします。

※参加申込は必要ありません。
当日会場へお越しください。
※相談や入居申込は2時30分まで受け付けていますので、途中からでもお気軽にご参加ください。

※当日、入居申込を希望される方は、被災証明書と印鑑

が必要になりますので忘れずにご持参ください。

問 大熊町役場会津若松出張所
生活支援課

**おおくまいわき友の会
絵手紙教室**

暑中見舞いを絵手紙で出してみませんか？
富岡町の絵手紙「たんぽぽ」

の石井黎子先生による絵手紙教室です！初めての方も絵手紙経験者も楽しい時間を過ごしませんか？

時 8月5日（金）

午前9時30分～正午

場 いわき市立鹿島公民館

費 500円

持 絵手紙に描きたいものがありませんでしたらお持ちください
※絵手紙に必要な物は、全てご用意します！手ぶらで来ていただき、帰りは1枚から3枚ほどの絵手紙をお持ち帰りいただけます♪

期 7月30日（土）まで

問 吉田むつみ

☎ 080(9026)2870

※お申し込みいただいた方には後日詳細をご連絡します。

農地法許可申請の受付締切日の変更されます

農業委員会からのお知らせです。「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）」に基づく農地法の改正により、7月から大熊町での農地法許可申請の受付締切日を毎月10日から5日に変更します。

なお、締切日が土曜日、日曜日および祝日などになる場合、それ以前の直近の開庁日が締切日となります。

問 大熊町農業委員会事務局
（大熊町役場いわき出張所
産業建設課内）

**中間貯蔵施設に係る
弁護士無料相談会**

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開催します。施設建設に伴う権利関係等の疑問点について、無料で相談することができます。

■相談できること■

中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相談等について

◆相談料

無料

◆相談時間

1回につき50分程度（各会場3組までの事前予約制）

◆申し込み方法

事前予約の先着順です。ご連絡をお願いします。

問 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

※受付時間は午前8時30分～5時15分（平日のみ）

がん検診の受診促進キャッチフレーズを募集

県民一人一人の健康に関わるがん検診の重要性を広く理解してもらうため、県はがん検診の受診促進キャッチフレーズを募集しています。応募される方は募集要項に従って作品を提出してください。詳しくは福島県ホームページの保健福祉部健康増進課をご参照ください。締め切りは8月19日（金）です。

問 福島県健康増進課「がん検診受診促進キャッチフレーズ事務局」

☎ 024(521)7640

開催場所	開催日	開催時間	所在地
大熊町役場 中通り連絡事務所	7月20日(水)	午後2時から 5時	郡山市希望ヶ丘11-10 (相談会場：第1会議室)
大熊町役場 会津若松出張所	7月25日(月)		会津若松市追手町2-41 (相談会場：2階 第3会議室)
	8月16日(火)		

◆対象者

大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産（土地・建物）を所有されている方

※法律相談であり、補償価格に関する相談はできませんので、ご了承ください。